

市政トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

高浜市は 振替納税宣言のまちです

◆市税の納め忘れはありませんか
市県民税や固定資産・都市計画税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。

税金は、自主的に納期限までに納めていただくもので、税金により市の事業は運営されています。納期限までに納めていただけない方には、督促状や催告書などでも納めていただけない方は、市税などを納付された方との公平を保つために、財産を差し押さえることになります。

納期限までに納めることのできない方は、未納のままにしておかず、すぐに市役所税務グループに相談してください。

◆便利で確実な口座振替の利用を

口座振替は、納期ごとに金融機関や市役所の窓口に向いて納付するわずらわしさを省き、あなたの預金口座から自動的に納付する方法です。納期限内に納めることができ、仕事が忙しい方や共働きの方など、時間に余裕のない方にはとても便利です。

申込方法 通帳(口座番号)と印鑑(お届け印)を持参のうえ、市役所税務グループか市内金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)で申込※口座振替の開始は申込みから2か月後です。

◆市税などがコンビニで納められます

専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納めることができます。

対象となる方には、年度当初の納税通知書などに利用案内を同封します。いつでも気軽に納付ができますので利用してください。

なお、納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは利用で

平成27年度 市税などの納期限一覧表

区分 年月	市県民税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車 税	国民健康 保険税	介護保 険料	後期高齢者 医療保険料
27年4月				1期 (4/30)	1期 (4/30)	
5月		1期・全期 (6/1)	1期・全期 (6/1)			
6月	1期・全期 (6/30)			2期 (6/30)	2期 (6/30)	
7月		2期 (7/31)				1期 (7/31)
8月	2期 (8/31)			3期 (8/31)	3期 (8/31)	2期 (8/31)
9月						3期 (9/30)
10月	3期 (11/2)			4期 (11/2)	4期 (11/2)	4期 (11/2)
11月				5期 (11/30)	5期 (11/30)	5期 (11/30)
12月		3期 (12/25)		6期 (12/25)	6期 (12/25)	6期 (12/25)
28年1月	4期 (2/1)			7期 (2/1)	7期 (2/1)	7期 (2/1)
2月		4期 (2/29)		8期 (2/29)	8期 (2/29)	8期 (2/29)
3月						

※納期限は月の末日(12月のみ25日)ですが、土・日曜日の場合は金融機関の翌営業日となります。

きず、納付書裏面記載の取扱銀行か、市役所窓口での納付となりますので、注意してください。
対象税目など 個人市県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
※1回の納付額が30万円以下の場合にかぎりです。
取扱可能店 サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリマート、ミニストップ、コストア、デイリーヤマザキ、ローソンなど

◆土・日曜日開庁時に納税できます
土・日曜日の午前中に、市役所1階税務グループで納付できます。土・日曜日開庁時間 午前8時30分～午後0時15分(年末年始・祝日を除く)。
※平日は午前8時30分～午後5時15分
* * *
問合せ先 市税務グループ
☎52-1111(内線241・243・259)